

第 8 表 都道府県別文化施設、新聞発行数、宗教団体数等

ア) 公立及び私立のものであるが、学校図書館は除く。
 イ) 絵画、彫刻、工芸品、書跡、考古、建造物である。
 ウ) 宗教法人、非宗教法人の合計数。
 エ) 日刊紙の発行部数。

都 道 府 県	ア) 図 書 館			イ) 重 要 文 化 財 (昭59年度末)	ウ) 宗 教 団 体 数 (昭58年度末)	エ) 新聞発行部数(昭59.10.現在)			スポーツ施設 (昭55.1.1現在)
	館 数 (昭60.4.1現在)	蔵書冊数 (昭60.4.1現在)	個人貸出 冊 数 (昭59年度)			総 数	うち朝夕刊 セット	うち朝 刊 単 独	
総 数	1 601	113 076	208 957	11 237	225 424	47 515	19 865	25 545	218 631
北海道	69	4 941	10 317	20	6 309	2 219	1 179	909	11 740
青森県	21	1 467	1 211	36	2 185	490	233	251	3 213
岩手県	31	1 617	1 551	52	1 927	449	201	243	4 025
宮城県	21	1 608	2 429	44	2 474	715	173	517	4 225
秋田県	29	1 368	1 123	19	2 264	405	227	173	2 917
山形県	26	1 524	1 642	76	3 617	440	212	225	2 899
福島県	20	1 579	2 219	79	5 193	721	21	695	4 944
茨城県	18	1 558	2 566	58	4 376	1 035	82	946	5 526
栃木県	27	2 218	2 534	137	3 413	766	41	722	4 290
群馬県	18	1 980	2 521	42	3 044	733	33	698	3 863
埼玉県	74	6 299	11 650	64	5 804	2 134	846	1 254	8 612
千葉県	102	5 098	12 687	70	7 527	1 983	975	964	7 378
東京都	272	20 310	45 225	2 088	9 387	6 363	4 134	1 616	15 827
神奈川県	49	5 579	12 968	307	5 092	3 025	1 894	1 020	8 246
新潟県	29	1 875	2 192	67	8 699	804	96	698	5 476
富山県	53	2 339	2 643	38	4 262	390	38	341	2 424
石川県	34	1 396	1 449	110	3 848	396	102	287	2 521
福井県	13	922	966	90	3 855	319	0	315	1 673
山梨県	11	639	342	84	3 085	307	12	293	2 340
長野県	40	2 447	2 433	135	4 984	769	59	663	5 933
岐阜県	28	1 578	2 635	128	6 889	624	135	479	4 211
静岡県	38	2 998	4 871	190	7 406	1 253	847	385	6 823
愛知県	55	6 498	15 805	287	11 685	2 534	917	1 426	10 193
三重県	14	969	1 314	152	4 593	540	114	414	3 615
滋賀県	11	1 140	1 995	762	5 517	397	94	298	2 338
京都府	31	1 866	3 864	2 003	7 203	1 046	693	308	3 866
大阪府	74	7 273	20 520	635	11 312	4 107	2 789	857	9 686
兵庫県	36	3 128	9 555	453	11 921	2 115	1 269	757	8 489
奈良県	13	704	1 024	1 296	5 238	545	313	221	2 066
和歌山県	15	849	1 635	368	3 389	424	128	259	1 486
鳥取県	7	519	311	44	1 835	243	0	241	1 536
島根県	17	735	443	81	3 148	285	0	284	2 116
岡山県	23	1 558	3 505	134	4 698	764	82	633	3 991
広島県	22	1 746	2 717	183	6 265	1 083	104	965	5 732
山口県	41	2 239	2 369	114	3 718	634	56	534	3 934
徳島県	9	645	759	37	2 769	282	37	243	2 240
香川県	15	963	1 272	105	2 655	412	0	400	1 962
愛媛県	17	1 041	938	143	3 554	611	23	584	3 518
高知県	24	1 107	1 833	78	3 233	273	126	144	1 908
福岡県	36	2 927	5 963	176	8 958	1 756	732	1 014	7 557
佐賀県	13	610	353	32	2 735	296	3	293	2 075
長門県	14	852	494	35	3 130	479	53	426	2 723
熊本県	18	1 069	1 454	45	3 425	549	103	445	6 080
大分県	12	770	574	62	4 344	416	220	195	3 242
宮崎県	13	700	337	11	1 601	361	0	361	2 630
鹿児島県	34	1 332	1 037	21	2 458	552	32	519	4 870
沖縄県	14	497	713	16	400	424	398	16	1 671
その他・海外	-	-	-	-	-	49	36	12	-

第 21 章
社会 保 障

第21章 社会保障

健康保険

社会保障制度の一つとしての社会保険は、第二次大戦後急速に整備拡充された。その中でも労働者を被保険者としている健康保険は、我が国の社会保険の中でも最も早くから制度化されているが、この保険者には政府及び健康保険組合の2種類がある。

本府における昭和59年度の政府管掌健康保険の適用状況を見ると、適用事業所は年度末現在8万1136事業所で、前年度に比して693事業所、0.9%の増加となった。

一方、被保険者数は130万5640人で前年から1.5%の増加となった。

また、給付状況を見ると、給付件数は1667万1575件で1.3%増加し、給付金額は2547億円で5.3%減少した。

国民健康保険

健康保険が一般雇用者を被保険者としているのに対して、国民健康保険は一般住民（自営業者及びその家族等）を被保険者としている。

59年度における府下の概況を見ると、保険者総数は60団体。その内訳は市町村44、組合16であり、被保険者数は前年度に比して0.1%増の293万9886人となった。

また、給付状況は、件数が1579万件で2.8%減、金額が3064億円で4.3%の増加となり、一件当たり給付金額は1万9400円で、6.9%増となっている。

船員保険

健康保険や国民健康保険以外に特別な雇用者（公務員、船員等）を被保険者とした社会保険があるが、そのうち船員を対象とする船員保険法は1939年に制定され、健康保険、厚生年金、雇用保険を合わせて総合的保険制度の形をとっている。

59年度における府下の概況を見ると、被保険者は6835人で前年度に比して3.3%減、230人の減少をみせた。また、給付状況は、件数が6万5287件で3.1%減、給付額が16億3983万円で5.0%減となった。

雇用保険

59年度の雇用保険給付状況を一般雇用保険についてみると、離職票提出件数は前年度に比して0.2%増の14万2735件となった。また、保険金受給実人員は月平均で6.1%減の6万114人となった。保険金支給額も前年度の892億円に比し、0.9%減の884億円となった。

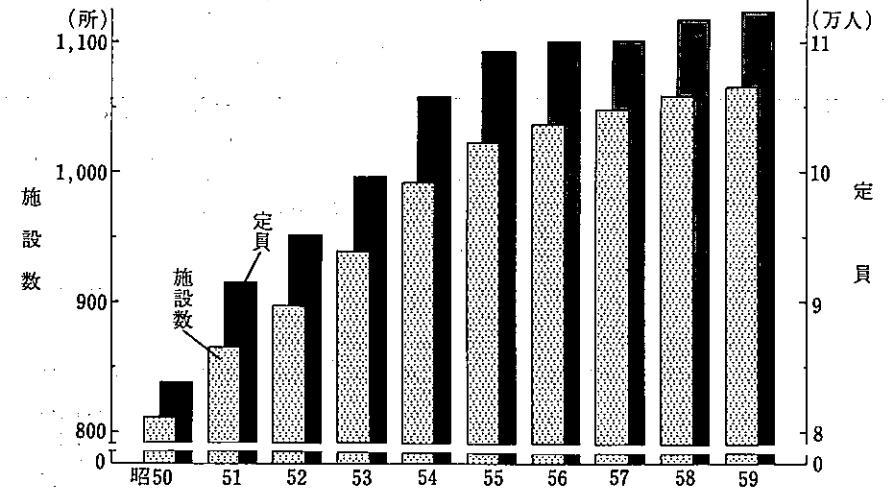
なお、日雇雇用保険の受給者数、保険金支給額は、それぞれ、20万7781人（対前年度比12.1%増）、106億2710万円（同50.7%増）となった。

公的扶助

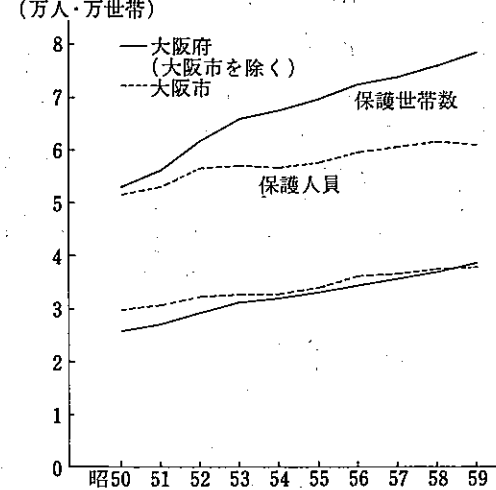
前記各種社会保険に対して、社会保障制度のもう一つの柱となっているのが公的扶助である。59年度の概況を保護世帯数・人員数と保護費支出額についてみると、保護世帯数は7万6604世帯（対前年度比2.7%増）、保護人員数は13万9813人（同1.4%増）である。これを扶助区別に前年度と比べると、生活扶助0.9%増、住宅扶助1.9%増、教育扶助1.8%減、医療扶助5.1%増、出産扶助81.8%減、生業扶助6.7%減、葬祭扶助35.6%減となっている。

一方、保護費支出額は、総額で1733億3009万円となり、前年度に比して5.9%の増加となった。これを扶助区別にみると、生活扶助費が557億953万円で5.4%増、医療扶助費が1035億4680万円で5.9%増となり、この2費目で総額の91.9%を占め、以下住宅扶助費は9.6%増、教育扶助費は1.3%増、葬祭扶助費は2.4%増、生業扶助費は6.6%増、出産扶助費は4.0%減となっている。

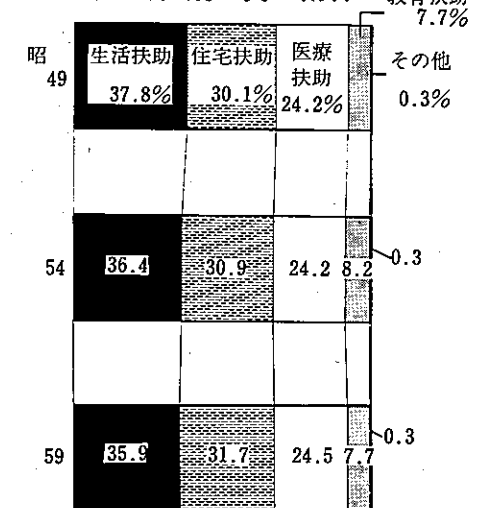
保育所の推移



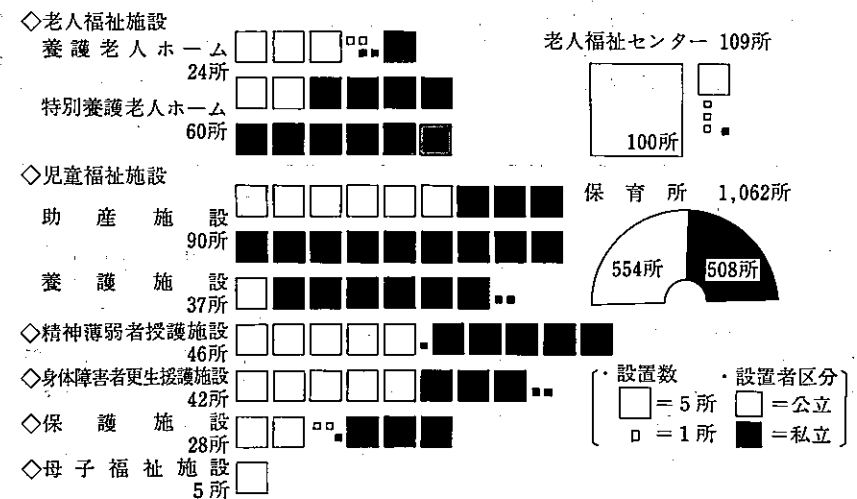
生活保護の推移



扶助別保護人員の割合



社会福祉施設設置の状況 (昭和60年8月1日現在)



第1表 政府管掌健康保険

1) 各年度末現在。 2) 各社会保険事務所の報告に基づく。

(1)適用事業所数、被保険者数等

ア) 健康保険法第3条に規定する各等級(36等級)の標準報酬月額に、該当する人員を乗じて総被保険者数で除したものである。

Table with columns for '区 分', '単位', '昭和57年度', '昭和58年度', '昭和59年度' (subdivided by month), and '昭和59年度'.

(2)給付決定件数・金額

Table with columns for '給付区分', '昭和57年度', '昭和58年度', '昭和59年度' (subdivided by amount), and '昭和59年度'.

資料 大阪府民生部保険課

第2表 国民健康保険

1) 各年度末現在。

(1)保険者数、被保険者数等

ア) 同業者組合等で営むものである。 イ) 被保険者100人当たり。

Table with columns for '年 度', '保険者数', '被保険者数', '一般 状 況', and '平均受診率'.

(2)給付件数・金額

Table with columns for '給付区分', '昭和57年度', '昭和58年度', '昭和59年度' (subdivided by amount), and '昭和59年度'.

資料 大阪府民生部国民健康保険課

第3表 船員保険

1) 各年度末現在。

2) 船員保険は政府管掌であって、被保険者は船員法第1条の船舶に乗組む船員。

(1)適用船舶所有者数、被保険者数等

ア) 内訳の合計とは一致しない。

Table with columns for '年 度', '船舶所有者数', '被保険者数', and '保険料徴収'.

(2)給付件数・日数・金額

ア) イ) 大阪府社会保険診療報酬支払基金で扱ったものである。

Table with columns for '給付区分', '支 給 決 定 分', and '昭和59年度'.

資料 大阪府民生部保険課

第4表 厚生年金保険(適用事業所数、被保険者数等)

1) 各社会保険事務所の報告に基づくものである。

Table with columns for '区 分', '単位', '昭和57年度', '昭和58年度', '昭和59年度' (subdivided by month), and '昭和59年度'.

資料 大阪府民生部保険課

第 5 表

支給区分別国民年金

ア) 年度末現在。イ) 受給権者に対する規定総額である。ウ) 年度末現在、支給停止額を差引いたものである。エ) 母母子年金を含む。

Table with columns for '支給区分' (Benefit Category), '昭和 58 年度' (1958), and '昭和 59 年度' (1959). Rows include '総数' (Total), '全部支給' (Full), '一部支給' (Partial), and '全部支給停止' (Full Stop) for categories like '老齢福祉年金' and '障害福祉年金'.

資料 大阪府民生部国民年金課

第 6 表

一般・日雇雇用保

ア) 一般雇用保険の基本手当基本分を計上。(支給金額には59年8月分以降高齢者求職者給付金を含む。)

Table with columns for '年度' (Year), '離職票提出件数' (Resignation Certificate Submissions), '受給資格決定件数' (Benefit Eligibility Determinations), '初回受給者数' (First-time Beneficiaries), '受給者実人員(月平均)' (Average Actual Beneficiaries), 'ア) 保険金支給額' (Insurance Benefit Amount), and '支給終了者数' (Benefit Termination Count).

資料 大阪府労働部職業業務課「労働市場概要」「労働市場月報」

第 7 表

補償種類別労災保険

1) 各労働基準監督署において各年度中に支払った労働者災害補償給付である。なお、57年度から労働者支払い分を含む。2) 年金給付は、傷病(補償)年金・遺族(補償)年金の合計である。療養(補償)給付には傷病(補償)年金受給者に

Table with columns for '年度' (Year), '総数' (Total), '療養(補償)給付' (Medical Benefit), and '休業(補償)' (Disability Benefit). Rows include '昭和 55 年度' through '昭和 59 年度'.

資料 大阪労働基準局「都道府県別保険給付支払状況」

受給権者数・年金額等

(2) 拠出関係

Table with columns for '支給区分' (Benefit Category), '昭和 58 年度' (1958), and '昭和 59 年度' (1959). Rows include '総数' (Total), '老齢年金' (Old-age Pension), '通老算金' (Through Old-age Pension), '障害年金' (Disability Pension), '母子年金' (Maternity Pension), '遺児年金' (Orphan Pension), and '寡婦年金' (Widow Pension).

險給付件数・金額等

Table with columns for '一般' (General) and '日雇' (Daily Employment). Rows include '給付延日数' (Benefit Extension Days), '離職票交付枚数' (Resignation Certificate Copies), '受給者実人員' (Actual Beneficiaries), '保険金支給額' (Insurance Benefit Amount), '受給者の前月中の稼働日数' (Beneficiary's Working Days in Previous Month), and '日雇労働被保険者手帳交付' (Daily Employment Laborer Handbook Issuance).

給付件数・金額等

係る療養(補償)給付を含む。

Table with columns for '給付' (Benefit), '障害(補償)一時金' (Disability One-time Payment), '遺族(補償)一時金' (Orphan One-time Payment), '葬祭料' (Funeral Expenses), and '年金給付' (Pension Payment). Rows include '昭和 55 年度' through '昭和 59 年度'.

第 8 表 市町村別、扶助別保護世帯数・人員

1) 各年度末現在。 2) 生活保護法に基づく保護世帯数及び人員である。
ア) 扶助には1人で2種以上のものを受けた場合も計上されているので実数とは一致しない。

Table with columns for City/Town/Village, Number of Households, Number of Persons, and various types of assistance (生活扶助, 住宅扶助, etc.).

資料 大阪府民生部社会課「生活保護統計速報」

第 9 表 市町村別、扶助別保護費支出額

1) 生活保護法に基づく保護費の各年度の支出額である。
ア) 府庁支払分(1 215 305 620円)があるため、総額は市町村合計と一致しない。

Table with columns for City/Town/Village, Total Amount, and various types of assistance costs (生活扶助費, 住宅扶助費, etc.).

資料 大阪府民生部社会課「生活保護統計速報」

第 10 表 保護世帯の労働類型別世帯数

1) 生活保護法による被保護世帯の労働類型別世帯数で各年は12月中に保護を受けたものである。

Table with columns for year, total households, and labor types (regular workers, part-time workers, etc.) for protected households.

資料 大阪府民生部社会課、大阪府民生局保護課

第 11 表 身体障害者手帳の所持者数

1) 各年度末現在。

Table showing the number of holders of disability certificates by year and type of disability (visual, hearing, etc.).

資料 大阪府民生部社会課「主要生活統計資料」

第 12 表 老人医療費の公費負担状況

1) 昭和58年2月以降は、老人保健法施行のため、昭和57年度下段及び昭和58年度の医療費公費負担額、1人当たり公費負担額は、それぞれ総医療費及び1人当たり総医療費を表す。ア) 2月末現在

Table showing public burden of elderly medical costs by year, including number of certificates, visits, and costs.

資料 大阪府民生部国民健康保険課

第 13 表 共同募金額・配分額

ア) 前年度配分不要繰越金を除く。イ) 経費充当額・緊急配分準備金を除く。

Table showing joint subscription amounts and distribution by category and year.

資料 社会福祉法人大阪府共同募金会

第 14 表 社会福祉施設(相談所)等の相談件数

1) 各相談所は府立のみ。ア) イ) 大阪府分を除く。

Table showing the number of consultation cases by facility type and year.

資料 大阪府民生部社会課、同児童課、同障害更生課、同企画部青少年対策課

第 15 表 市町村別保育所数及び民生委員数

1) 各年度末現在。a) b) 府立保育所(2か所定員1150名)を含む。

Table showing the number of kindergartens and welfare committee members by city/town/village.

資料 大阪府民生部社会課、同児童課、大阪府民生局総務部調査課

第 16 表

社会福祉施設数、定員

1) 大阪府管轄の府立・市町村立施設及び大阪市管轄の市立施設のものである。
2) 休止中施設を含む。

施設名	昭和60年8月1日現在						昭和58年度末現在	
	施設数			定員			施設数	定員
	総数	公立	民間立	総数	公立	民間立		
総数	1 722	914	808	137 808 380世帯	70 237 280世帯	67 571 100世帯	1 679	136 442 380世帯
老人福祉施設	220	144	76	8 830	3 750	5 080	205	8 410
養護老人ホーム	24	17	7	2 660	1 936	724	24	2 660
特別養老老人ホーム	60	10	50	4 666	1 240	3 426	55	4 296
待合老人福祉センター	27	9	18	1 504	574	930	26	1 454
老人福祉センター	109	108	1	—	—	—	100	—
児童福祉施設	1 338	694	644	119 721 380世帯	62 212 280世帯	57 509 100世帯	1 328	119 649 380世帯
助産施設	90	30	60	454	112	342	88	449
乳母子園	7	1	6	352	70	282	7	352
母子福祉センター	13	9	4	380世帯	280世帯	100世帯	13	380世帯
保育施設	1 062	554	508	111 454	58 786	52 668	1 058	111 555
精神薄弱児施設	37	5	32	3 316	480	2 836	37	3 316
自闭児施設	13	7	6	826	500	326	12	786
精神薄弱児施設	1	1	—	40	40	—	1	40
盲ろう弱児施設	25	21	4	1 162	970	192	24	1 132
虚脱児施設	2	—	2	90	—	90	2	90
肢不自由児施設	1	—	1	70	—	70	1	50
肢不自由児施設	3	2	1	270	190	80	3	260
肢不自由児施設	20	14	6	883	590	293	19	833
肢不自由児施設	1	1	—	50	50	—	1	50
肢不自由児施設	1	—	—	300	—	300	1	282
肢不自由児施設	1	—	—	50	50	—	1	50
肢不自由児施設	1	—	—	30	—	30	1	30
肢不自由児施設	2	2	—	374	374	—	2	374
肢不自由児施設	58	46	12	—	—	—	57	—
精神薄弱者援護施設	46	26	20	2 420	1 580	840	38	2 110
精神薄弱者更生施設	22	10	12	1 360	790	570	19	1 230
精神薄弱者更生施設	24	16	8	1 060	790	270	19	880
身体障害者更生援護施設	42	25	17	1 025	335	690	34	845
肢不自由者更生施設	1	1	—	40	40	—	1	40
肢不自由者更生施設	1	—	1	70	—	70	1	70
肢不自由者更生施設	1	—	1	60	—	60	1	60
肢不自由者更生施設	6	—	6	350	—	350	5	300
肢不自由者更生施設	3	2	1	160	110	50	2	110
肢不自由者更生施設	1	1	—	40	40	—	1	40
肢不自由者更生施設	6	2	4	135	45	90	5	105
肢不自由者更生施設	3	2	1	170	100	70	2	120
肢不自由者更生施設	1	1	—	—	—	—	1	—
肢不自由者更生施設	3	1	2	—	—	—	3	—
肢不自由者更生施設	1	—	1	—	—	—	1	—
肢不自由者更生施設	15	15	—	—	—	—	11	—
保護施設	28	12	16	4 664	1 515	3 149	27	4 374
救護施設	13	7	6	1 485	840	645	11	1 065
救護施設	5	3	2	685	395	290	6	815
救護施設	9	1	8	2 414	200	2 214	9	2 414
救護施設	1	1	—	80	80	—	1	80
母子福祉施設	5	5	—	115	115	—	3	115
母子福祉センター	4	4	—	—	—	—	2	—
母子福祉センター	1	1	—	115	115	—	1	115
婦人保護施設	3	3	—	205	205	—	3	205
その他の社会福祉施設	40	5	35	828	525	303	41	734
授産施設	3	1	2	110	50	60	3	110
授産施設	4	2	2	—	—	—	4	—
授産施設	26	—	26	—	—	—	26	—
授産施設	1	—	1	20	—	20	1	20
授産施設	4	—	4	223	—	223	5	129
授産施設	2	2	—	475	475	—	2	475

第 22 章
衛 生